

経済産業省

官 印 省 略
平成 20・03・04 製局第 1 号
平成 20 年 3 月 5 日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

重勝式勝者投票法の種別の取扱いについて

上記の件については、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第19条第2項第3号に定めているところであるが、当面の間、下記による運用を行うこととしたので、貴局管内の競輪施行者、競技実施法人及び競輪場等施設設置者に対して周知徹底をお願い致します。

記

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第82号）第1条の施行に伴い、新たな勝者投票法の種類として制定した重勝式勝者投票法（同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝者投票法により勝者となったものを一組としたものを勝者とする方式。以下「重勝式」という。）の種別は、自転車競技法施行規則（以下「規則」という。）第19条第2項第3号の規定において、単勝式勝者投票法及び複勝式勝者投票法並びに同項第1号、第2号に掲げる連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法のうち同一の基本勝者投票法の競走の組であって競輪施行者が定める勝者投票法とされている。

競輪施行者は、当該種別の車券を発売する場合において、同一の基本勝者投票法であっても券面金額の異なる車券を発売する場合には別に定めなければならないものとし、その場合は異なる種別として取り扱うものとする。

なお、基本勝者投票法による車券を発売する際の券面金額は、なお従前の例によることとする。